

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	指定難病医療給付事務に係る特定個人情報保護評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県は、指定難病医療給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県知事

## 公表日

令和5年1月4日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	指定難病医療給付事務
②事務の内容	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)により、指定難病の患者に医療受給者証を交付し、県が指定する医療機関で指定難病に係る医療(特定医療)を受けた場合に、特定医療費の支給を行う事務である。</p> <p>医療保険上の世帯の市町村民税課税額等による自己負担上限月額及び高額療養費の所得区分を決定する。また、他の医療給付制度で給付を受けている場合は当該部分について給付対象とならないため、世帯情報及び所得情報、他制度による給付情報の照会を情報提供ネットワークシステムを通じて行い、給付の可否や自己負担上限月額等について審査を行う。</p> <p>特定医療費の支給に関する情報は、情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満          3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	埼玉県難病患者等公費負担システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定難病医療給付事務の「患者、保護者、支給認定基準世帯員」に関する情報を管理している。</li> <li>・管理している情報のうち「指定難病医療給付受給者ファイル」についての情報は、個人番号を併せて管理している。</li> <li>・「指定難病医療給付受給者ファイル」のうち、「特定医療費の支給に関する情報」については、情報提供対象であるため、中間サーバーへの登録及び庁内への提供を行うためのファイルの出力を実施する。</li> <li>・なお、庁内への提供は団体内統合宛名システムを利用して実施する。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。</li> <li>・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。</li> <li>・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。</li> <li>・業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードへの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。</li> <li>・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</li> <li>・特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>・特定個人情報を副本として、維持・管理する。</li> <li>・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他（</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他（	）
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他（	）								
システム4									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバ部分について記載します。								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本人確認情報の更新 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</li> </ul> </li> <li>2. 都道府県の執行機関への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</li> </ul> </li> <li>3. 本人確認情報の開示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</li> </ul> </li> <li>4. 機構への情報照会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</li> </ul> </li> <li>5. 本人確認情報検索 <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表端末又は業務端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</li> </ul> </li> <li>6. 本人確認情報整合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</li> </ul> </li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他（</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他（	）
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他（	）								
システム5									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
指定難病医療給付受給者ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番98
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">         &lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定       </span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番120(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二項番26、56の2及び87(情報提供)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健医療部疾病対策課
②所属長の役職名	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
指定難病医療給付受給者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
その必要性	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第1条により、支給認定を受けた指定難病の患者又は保護者の区分に応じて負担上限月額を決定する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病法第5条に基づく特定医療費の支給を行う際に、「支給認定情報」「指定医療機関情報」「地方税関係情報」「医療保険関係情報」等を把握する必要があるため。</li> <li>・難病の患者に対する療養支援に関する情報を適切に管理する必要があるため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年6月1日
⑥事務担当部署	埼玉県保健医療部疾病対策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="radio"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 都道府県、区市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="radio"/> その他 ( 難病法第12条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされる者、医療保険者、審査支払機関 )	
②入手方法	<input checked="" type="radio"/> 紙 <input type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	難病法第5条に基づく特定医療費の支給認定を行うため。	
④使用の主体	使用部署	県保健所(13か所)、川越市保健所、川口市保健所、越谷市保健所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤使用方法	<p>・難病法第6条第1項に基づく「支給認定申請」に基づき、難病法第7条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条で定める事項を記載した医療受給証を交付する。</p> <p>・交付に関する事項は、番号法上情報提供対象情報として定められているため、本人から申請時に取得した個人番号と紐付けて管理する。</p>	
情報の突合	<p>・更新申請者については、申請書と既存のデータとの突合をする。</p> <p>・新規申請者については、添付された住民票に記載されている個人番号の突合を行う。</p>	
⑥使用開始日	平成29年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
埼玉県難病患者等公費負担システムの運用・保守委託業務		
①委託内容	特定個人情報を取り扱う難病システムの運用及び監視を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 埼玉支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として禁止しているが、やむを得ない場合は、再委託先における従事者より、特定個人情報を含む秘密事項の使用や管理上の要件について明示した、作業者名義の書類(誓約書等)を提示させた上で、書面により許諾している。
	⑥再委託事項	埼玉県難病患者等公費負担システム(以下「難病システム」という。)の問い合わせ対応 難病システムの不具合・障害への対応 等
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
難病システムの改修委託業務		
①委託内容	特定個人情報を取り扱う難病システムについて、機能改善及び情報連携を円滑に実施するための改修を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 埼玉支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として禁止しているが、やむを得ない場合は、再委託先における従事者より、特定個人情報を含む秘密事項の使用や管理上の要件について明示した、作業者名義の書類(誓約書等)を提示させた上で、書面により許諾している。
	⑥再委託事項	改修プログラムの開発・適用 等
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番26
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、随時
提供先2～5	
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番56の2
②提供先における用途	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、随時
提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番87
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上



<b>移転先1</b>	埼玉県個人番号の利用等に関する条例第四条で定める移転先
①法令上の根拠	埼玉県個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	埼玉県個人番号の利用等に関する条例第四条で定める事務
③移転する情報	埼玉県個人番号の利用等に関する条例第四条で定める情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	庁内連携システムにより、情報照会の要求があった都度、随時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<埼玉県における措置> 日本国内のデータセンターに設置されたシステムのデータベース内に保存される。 データセンターのセキュリティ対策の仕様を示す。 (1)入退室管理等 ・アクセス管理(敷地・建物):警備員、受付、ICカード認証(ティア4) ・サーバ室への入室:ICカード認証、生体認証(ティア4) ・ラック開錠:ICカード認証による電子錠(ティア4) (2)その他セキュリティ対策 ・セキュリティ監視(敷地、建物):警備員、人、各所カメラ(ティア4) ・セキュリティ監視(サーバ室入室):画像1年保管、モニター監視(ティア4) ・セキュリティ監視(ラック):カメラの無死角配置(ティア4)  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
<b>7. 備考</b>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

管轄名称、申請方法、受理日、受付番号、県外転入、転入日、認定開始日、認定終了日、疾患名、疾患分類、重症認定、前回受給者区分、受給者区分、前回受給者番号、受給者番号、患者)氏名、患者)氏名当て字フラグ、患者)氏名フリガナ、患者)性別、患者)生年月日、患者)年齢、患者)郵便番号、患者)市区町村、患者)住所1、患者)住所2、患者)電話番号1、患者)電話番号2、患者)FAX番号、患者)社会活動、患者)日常生活、階層区分、前回自己負担限度額(入院)、前回自己負担限度額(外来)、自己負担限度額(入院)、自己負担限度額(外来)、自己負担有無、前回有効期間開始日、前回有効期間終了日、有効期間開始日、有効期間終了日、所得証明の書類、所得証明の書類その他、申請者)氏名、申請者)氏名当て字フラグ、申請者)氏名フリガナ、申請者)郵便番号、申請者)都道府県、申請者)住所1、申請者)住所2、申請者)電話番号1、申請者)電話番号2、申請者)患者との続柄、印刷区分、宛名区分、備考、保険種別、被保険者証の記号・番号、被保険者との続柄、被保険者氏名、被保険者氏名当て字フラグ、被保険者氏名フリガナ、保険者番号、保険者名、保険者電話番号、保険情報)備考、医療機関1)コード、医療機関1)名称、医療機関1)名称フリガナ、医療機関1)郵便番号、医療機関1)都道府県、医療機関1)住所、医療機関1)電話番号、医療機関1)医療機関区分、医療機関1)病院薬局区分、医療機関1)登録日、連絡先)氏名、連絡先)氏名当て字フラグ、連絡先)氏名フリガナ、連絡先)郵便番号、連絡先)都道府県、連絡先)住所1、連絡先)住所2、連絡先)電話番号1、連絡先)電話番号2、連絡先)続柄、連絡先)備考、療養支入力日、療養状況、療養状況その他、主治医氏名、医療機関名、診療科名、電話番号、移動状況、移動状況その他、医療機器の使用状況、医療機器の使用状況その他、障害の有無、障害の有無その他、身体障害者手帳、介護保険の認定、介護サービス事業所)事業所名、介護サービス事業所)電話番号、訪問看護ステーション)施設名、訪問看護ステーション)電話番号、家族の状況、療養支援)備考、政令市保健所進達日、政令市保健所収受日、本庁進達日、進達回数、本庁収受日、審査会日、審査会結果日、承認判定、審査会結果決裁日、保険者照会日、保険者照会結果日、前回適用区分、適用区分、適用区分変更年月、発行日、保健所送付日、保健所受領日、本人発送日、本庁供覧日、記載事項変更日、変更の内容、重症認定基準日、再交付日、再交付理由、再交付理由その他、消滅日、消滅理由、消滅理由その他、制度区分、受給者管理番号、公費負担者番号、軽症者特例該当の有無、添付書類、添付書類その他、指定医番号、小慢該当有無、同一世帯該当、保険情報)低証の有無、世帯員1)氏名、世帯員1)続柄、世帯員1)生年月日、世帯員1)受給者番号、世帯員1)自己負担額(金額)、疾患情報)副疾患1疾患名、疾患情報)副疾患1疾患分類、疾患情報)副疾患1重症認定、疾患情報)副疾患1承認判定、疾患情報)副疾患1審査会結果日、疾患情報)副疾患1審査会結果決裁日、個人番号、団体内統合宛名番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7.②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
指定難病医療給付受給者ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者向けの説明資料において、添付書類の名称を具体的に指定することで、必要のない情報や対象者が含まれるリスクを低減する。また、提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却や、不要箇所に黒塗りを行う等の対応を徹底する。</li> <li>・業務遂行にあたって申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないように指導している。</li> <li>・他機関への文書照会等を行う場合は回答用の書式を添付し、必要のない情報が回答されないようにする。</li> <li>・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<所管課における措置> ・当該事務を行う職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与し、パスワードは3ヶ月ごとに更新することとしている。また、業務上必要性のない情報項目については保存しないこととしている。 ・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。  <統合宛名システムにおける措置> ・情報照会によって取得した特定個人情報については、事務ごとに独立した領域に保存し、事務を超えた紐付けは一切行わない仕組みとしている。 ・各事務が情報提供のために統合宛名システムに登録した情報については、照会者元の事務から参照可能な情報のみを参照できるようアクセス制限を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務に関係する職員一人ひとりに対してIDを発行し、パスワードによる認証を行っている。</li> <li>・パスワードは3ヶ月ごとに更新することとしている。</li> <li>・ID及びパスワードについては、他人に知られることがない方法で管理するよう徹底する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IDに関する処理は、システム管理者が実施する。</li> <li>・異動、退職等で当該事務に関係しなくなった職員のIDについては、異動後速やかに無効化することとしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む機密情報の取り扱い者については、埼玉県個人情報保護条例第9条(安全確保の措置)、第10条(従事者の義務)、第66条及び第67条(罰則)について説明を受け、誓約書を提出した者に限るよう定めている。</li> <li>・特定個人情報を含む機密情報を取扱う業務については、作業場所等を特定し、情報セキュリティポリシーに必要な措置を講ずるよう定めている。</li> <li>・特定個人情報を含む機密情報の複製や持出、送信等については、原則として禁止している。</li> <li>・発注者から提供された特定個人情報を含む機密情報については、業務終了後に複製とともに返還あるいは発注者立会いの下に破棄するべきことを定めている。</li> <li>・特定個人情報を含む機密情報の取扱状況について、発注者が必要に応じて報告を求め、実地に調査を行えることとしている。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	再委託は原則として禁止しているが、やむを得ない場合は、再委託先における従事者より、特定個人情報を含む秘密事項の使用や管理上の要件について明示した、作業者名義の書類(誓約書等)を提示させた上で、書面により許諾している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとしており、中間サーバーの情報提供のログを定期的に確認することとしている。</li> <li>・庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとしており、団体内統合宛名システムの情報移転のログを定期的に確認することとしている。</li> <li>・情報提供ネットワークあるいは統合宛名システムによらず、独自にファイルを出力して送信等行うことを防止するため、業務システムから個人番号を含むファイルを出力する際には、出力指示者と日時を記録する仕組みとしている。また、職員用端末については、USBメモリ等の外部記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、無許可で情報を持ち出せないようにしている。</li> <li>・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底し、自己点検及び内部監査において、提供・移転のルールが遵守されているかを確認することとしている。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;業務担当課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログインした職員の所属によって照会可能な情報項目を判断する統合宛名システムを通じてのみ情報照会を行うことで、情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができる。</li> <li>・なりすましにより、異なる職員が不正に情報照会を行うことがないように、統合宛名システムのID及びパスワードについて、組織及び個人として適切な管理を行っている。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーへの情報照会依頼の登録にあたっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。</li> <li>・情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。  (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;業務担当課における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・ソフトウェアの自動提供機能を使用することにより、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求にのみ対応する。</li> <li>・中間サーバー・ソフトウェアへの特定個人情報の登録は、不正な提供を防止する機能を備えた統合宛名システム経由でのみ実施する。また、登録に先立って、間違った情報が提供されないよう事前確認を実施することとしている。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーへの登録にあたっては、ログインした職員の所属によって、提供可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体毎に区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> </ul>			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>&lt;埼玉県における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ事故等に備え、組織内の連絡体制及び情報セキュリティ運営管理者等への連絡体制を確立することとしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。



**8. 監査**

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

**9. 従業者に対する教育・啓発**

従業者に対する教育・啓発 [  十分に行っている ]  **<選択肢>**  
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

具体的な方法

**<県としての措置>**  
・職員各層を対象にした研修において、情報セキュリティに関する事項を取り上げ、解説するようにしている。  
・本評価書に示したリスクに対する措置について、【事務処理手引き】に記載している。  
・本評価書に示したリスクに対する措置について、新任の職員に対する研修において解説するようにしている。  
・職員に対して自己点検シートを提供し、情報セキュリティの確保のための適切な取り組みの啓発や定着を図っている。  
・事務担当部署における自己点検以外に、企画財政部情報システム課による内部監査を定期的実施している。

**<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>**  
・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。

**10. その他のリスク対策**

**<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>**  
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	埼玉県保健医療部疾病対策課 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-3562
②請求方法	埼玉県個人情報保護条例に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関または県政情報センターに提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	埼玉県保健医療部疾病対策課 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-3562
②対応方法	問い合わせの受付時に起票し、対応内容を記録に残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年10月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番120(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番120(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条(情報提供)	事後	主務省令の改正
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	—	(次の項目を追加)個人番号対応符号	事後	事務の見直し
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年7月(予定)	平成29年6月1日	事後	時点修正
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年7月1日	平成29年6月1日	事後	時点修正
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番120(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番120(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条(情報提供)	事後	主務省令の改正
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 別添1	(別添1)	(次の項目を削除) 生計中心者)氏名、生計中心者)氏名当て字フラグ、生計中心者)氏名フリガナ、生計中心者)郵便番号、生計中心者)都道府県、生計中心者)住所1、生計中心者)住所2、生計中心者)電話番号1、生計中心者)電話番号2、生計中心者)患者との続柄、2人目該当、2人目該当)受給者番号1、2人目該当)受給者番号2、2人目該当)受給者番号3、2人目該当)受給者番号4、2疾患目該当、2疾患目該当)受給者番号1、2疾患目該当)受給者番号2、2疾患目該当)受給者番号3、2疾患目該当)受給者番号4、介護手当認定番号、介護手当認定開始日、介護手当認定終了日、介護手当消滅日、介護手当消滅理由、介護手当消滅理由その他、介護手当停止日、介護手当停止理由、介護手当停止理由その他、介護手当区分 (次の項目を追加) 疾患情報)副疾患1疾患名、疾患情報)副疾患1疾患分類、疾患情報)副疾患1重症認定、疾患情報)副疾患1承認判定、疾患情報)副疾患1審査会結果日、疾患情報)副疾患1審査会結果決裁日、連絡先)都道府県、個人番号、団体内統合宛名番号	事後	事務の見直し
平成29年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため

平成29年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成30年3月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番120(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番120、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条(情報提供)	事後	主務省令の改正
平成30年3月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 野本 実	課長 芦村 達哉	事後	人事異動
平成30年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]本人又は本人の代理人	[○]本人又は本人の代理人 [○]地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、区市町村) [○]その他(難病法第12条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされる者、医療保険者、審査支払機関)	事後	記載内容の見直し
平成30年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]紙	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]情報提供ネットワークシステム	事後	記載内容の見直し

平成30年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[委託する](1件)	[委託する](2件)	事後	記載内容の見直し
平成30年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	—	委託事項2 難病システムの改修委託業務 ①委託内容 特定個人情報を取り扱う難病システムについて、機能改善及び情報連携を円滑に実施するための改修を行う。 ②委託先における取扱者数 [10人未満] ③委託先名 富士通エフ・アイ・ピー株式会社 再委託 ④再委託の有無 [再委託する] ⑤再委託の許諾方法 再委託は原則として禁止しているが、やむを得ない場合は、再委託先における従事者より、特定個人情報を含む秘密事項の使用や管理上の要件について明示した、作業者名義の書類(誓約書等)を提示させた上で、書面により許諾している。 ⑥再委託事項 改修プログラムの開発・適用等	事後	記載内容の見直し
平成31年3月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 芦村 達哉	課長	事後	記載事項修正
平成31年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	県保健所(13か所)、さいたま市保健所、川越市保健所、越谷市保健所	県保健所(13か所)、川越市保健所、川口市保健所、越谷市保健所	事後	記載内容の見直し
平成31年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	難病法施行令第25条	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条	事後	誤記修正
平成31年3月28日	Ⅲリスク対策 8. 監査	[○]内部監査	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番120(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条(情報提供)	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通エフ・アイ・ピー株式会社	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 関東支社	事後	委託先の名称変更
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通エフ・アイ・ピー株式会社	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 関東支社	事後	委託先の名称変更
令和2年3月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年2月1日	令和2年3月27日	事後	時点修正

令和3年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 関東支社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	委託先の名称変更
令和3年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 関東支社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	委託先の名称変更
令和3年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報は、庁内のサーバー室に設置されたシステムのデータベース内に保存される。</li> <li>・サーバー室への入室は、ICカードとパスワードにより、事務に関係する者のみに制限している。</li> <li>・バックアップを行った媒体は一定期間サーバー室内に保存された後、個人情報保護に対応した輸送手段によって、データセンターと同様の入室制限が行われた倉庫に移送され、保管される。</li> </ul>	<p>&lt;埼玉県における措置&gt;</p> <p>日本国内のデータセンターに設置されたシステムのデータベース内に保存される。データセンターのセキュリティ対策の仕様を示す。</p> <p>(1)入退室管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス管理(敷地・建物):警備員、受付、ICカード認証(ティア4)</li> <li>・サーバ室への入室:ICカード認証、生体認証(ティア4)</li> <li>・ラック開錠:ICカード認証による電子錠(ティア4)</li> </ul> <p>(2)その他セキュリティ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ監視(敷地、建物):警備員、人、各所カメラ(ティア4)</li> <li>・セキュリティ監視(サーバ室入室):画像1年保管、モニター監視(ティア4)</li> <li>・セキュリティ監視(ラック):カメラの無死角配置(ティア4)</li> </ul>	事後	<p>保管場所の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</li> </ul>
令和3年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	事後	<p>対策強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</li> </ul>

<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク 1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>事後</p>	<p>記載内容の見直し</p>
------------------	--	---	---	-----------	-----------------



<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク 2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</p>
<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</p>

令和3年3月30日	Ⅲリスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
令和3年12月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番98 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	番号法第9条第1項 別表第一 項番98	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番120(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条(情報提供)	番号法第19条第8号 別表第二項番120(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二項番26、56の2及び87(情報提供)	事後	番号法の改正 及び 「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	I 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	課長	参事兼課長	事後	記載事項修正
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている 1件	提供を行っている 3件	事後	記載事項修正
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号に基づく別表第二第一欄に定める照会者	都道府県知事等	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条	番号法第19条第8号 別表第二項番26	事後	番号法の改正 及び 記載方法の変更
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号に基づく別表第二第二欄に定める事務	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号に基づく別表第二第四欄に定める情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2、3		追加	事後	記載方法の変更

令和5年1月4日	I 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	参事兼課長	課長	事後	記載事項修正
令和5年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③ 委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社 埼玉支社	事後	記載事項修正
令和5年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③ 委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社 埼玉支社	事後	記載事項修正
令和5年1月4日	V 評価実施手続き I 基礎項目評価 ①実施日	令和2年3月27日	令和4年10月1日	事後	時点修正